

令和3年度5月補正予算案の概要

令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

I 予算案の概要

○ 補 正 額 **46.6億円**

(全額 新型コロナウイルス感染症対策)

○ 補 正 後 予 算 額 **6,371.8億円**

(令和2年度5月補正後比 102.3%)

< 主な歳入財源 >

国庫支出金 **46.2億円**

〔 **うち地方創生臨時交付金** (時短要請に係る協力推進枠を除く) **29.1億円** 〕

(単位:億円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度					合 計	
			当 初	4月補正 (第1号)	4月補正 (第2号)	5月補正 (第3号)	5月補正案 (第4号)		小 計
コロナ対策予算額	3	911	204	45	2	24	47	321	1,235

Ⅱ 予算案のポイント

宮崎県・新型コロナ第4波を踏まえた緊急対策（案）

- 全国的な第4波や宮崎市を中心とする県内の感染拡大を踏まえ、県の緊急事態宣言を発令中。
- 医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の加速化、県内全域の中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するための緊急対策として、**5月補正予算案に46.6億円**を計上。

1. 変異株拡大への対応

4.7億円

- 飲食店等への営業時間短縮要請の延長
- 後方支援病院の確保推進
- 自宅療養者支援の拡充
- 変異株ウイルスゲノム解析機器の導入

3. ワクチン接種の加速化

10.9億円

- 市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援
・ 休日の個別接種における医療機関への支援
・ 集団接種に派遣する医療従事者の確保 など
- 24時間対応副反応等コールセンターの設置

2. 水際対策の強化

6.0億円

- 県外往来者のPCR検査支援
・ 仕事や帰省等での来県・帰県者
・ 国文祭・芸文祭来県者
・ 全九州高校総体参加者 など

4. 県内事業者への緊急支援

25.0億円

- 県内の中小企業・小規模事業者の事業運営のための支援金（10万円）の支給
- 旅館・ホテル等の宿泊事業者が取り組む感染防止策への支援

○ 令和3年度当初予算による対応状況（主なもの）

- ・ 感染者入院病床281床、軽症者用宿泊療養施設300室を確保。
- ・ 診療・検査医療機関として、375医療機関を指定。
- ・ PCR検査等一日あたり最大4,500件の検査需要に対応可能。



Ⅲ 事業概要

1 変異株拡大への対応

感染症対策休業要請等協力金事業（福祉保健課） 180,090千円

宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請の延長（5月31日まで）に伴い、宮崎市と連携して協力金を支給するための経費

（中小企業） 売上げ規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給

（大企業） 売上げ減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度（前々年度）の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額を上限として支給

PCR検査体制等強化事業（健康増進課） 7,226千円

PCR検査体制の更なる充実を図るため、変異株陽性者のウイルスゲノム解析を迅速化するための検査機器を整備するための経費

⑧新型コロナウイルス感染症患者転院受入支援事業（健康増進課） 72,000千円

新型コロナウイルス感染症患者のうち、国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を受け入れる病院を支援するための経費

⑨自宅療養者に対する健康観察体制確保事業（健康増進課） 210,388千円

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付するための経費

Ⅲ 事業概要

2 水際対策の強化

⑨ 県境往来者PCR検査支援事業（総合政策課）  7頁参照 585,469千円

国文祭・芸文祭に係る来県者や仕事・帰省など県外との往来を行う県民等の県境をまたいだ移動にあたっての安心を確保するため、帰県・来県時のPCR検査を支援するための経費

⑨ 全九州高校総体に参加する選手等へのPCR検査事業 16,000千円
(スポーツ振興課)

全九州高校総体に参加する選手等の県境をまたいだ移動にあたっての安心を確保するため、当該選手等に対するPCR検査を行うための経費

Ⅲ 事業概要

3 ワクチン接種の加速化

⑨新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業 (健康増進課) 990,187千円

➡ 8頁参照

県内における高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、市町村のワクチン接種に係る実施体制の強化を支援するための経費

- 休日に個別接種を行う医療機関に対する支援
- 居住地以外の市町村において集団接種に派遣された医療従事者に対する支援
- 時間外や休日に医療従事者を集団接種に派遣する派遣元医療機関に対する支援
- 県による広域的な集団接種の実施
- 歯科医師・看護師がワクチン接種を行うための事前研修

新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業 (健康増進課) 100,359千円

ワクチン接種による副反応に関する専門相談窓口の設置など必要な体制の確保を図り、適切な情報提供や啓発活動を実施するための経費

Ⅲ 事業概要

4 県内事業者への緊急支援

⑧ 県内事業者緊急支援事業（商工政策課） 9頁参照 1,068,583千円

県独自の緊急事態宣言による行動要請等に伴う影響を受けている県内全域の事業者に対し、1事業者あたり10万円の支援金を支給するための経費

- (対象) 全ての県内事業者
※緊急事態宣言期間における営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く
- (要件) 県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

⑨ 宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業（観光推進課） 1,429,680千円

 10頁参照

県内宿泊事業者の安全・安心な受入体制を整備するため、感染症対策に資する物品の購入や新たな観光需要を取り込むための取組を支援するための経費

県境をまたいだ往来の安心の確保 (案)

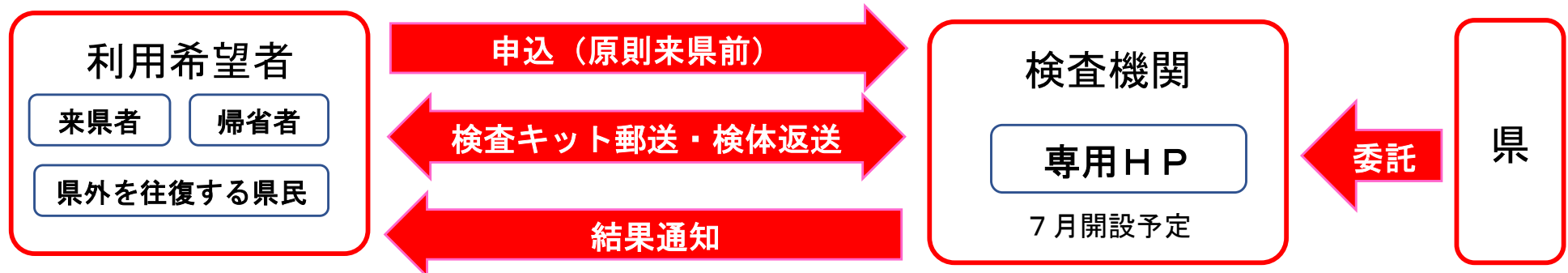
[県境往来者PCR検査支援事業 (予算額 585,469千円)]

県外からの来県者や県外との間を往来する県民等が無料又は低額でPCR検査を受けられる環境を整備

- 対象者 : 県外から県内に入ってくる方
- 例) ・ 県内でのイベント (国文祭・芸文祭等) に参加する方
 ・ 帰省やビジネス等で県内を訪れる方
 ・ 帰省やビジネス等で県外に出た後、県内に帰ってくる県民の方
- 支援内容 : 公共交通機関利用の方は**無料**
 公共交通機関以外の方は **1 / 2 補助**

※実際の金額は委託業者選定後決定

《事業スキーム》



<問合せ先>
 総合政策課 電話 0985-26-7607

高齢者向けワクチン接種の7月末完了にむけた市町村支援（案）

- 【趣旨】
- 市町村のワクチン接種実施計画（R3.4.30時点）では、約5万人の高齢者が8月以降の接種になると試算される。
 - 7月末までに完了するために、**6～7月を高齢者向けワクチン集中接種期間と設定**し、この期間に限り、休日の個別接種の促進、集団接種における医療従事者の確保など、市町村のワクチン接種が加速するよう県が強力に支援する。

接種を加速（7月末までに10万回の上積みが必要）

個別接種

・休日を利用した接種

接種回数 ↑

集団接種

・接種会場の増
・接種会場での接種回数増

接種回数 ↑

市町村支援〈予算額 990,187千円〉

個別接種の促進

個別接種の促進

- 休日の個別接種における医療機関への協力金の支給（1日15万円、半日7.5万円）



集団接種の促進

医療従事者の確保

- 新聞広告等を活用し、集団接種に従事する医師等の公募
- 報酬単価（県設定）の保証
- 居住地以外への医療従事者の派遣における協力金の支給（医療圏外3万円、医療圏内1.5万円）

支払	ワクチン接種収入
医師への報酬(県単価)	県支援

医療従事者の時間外・休日の派遣支援

- 時間外・休日に医療従事者を集団接種に派遣した医療機関への協力金の支給
- 協力金を支給
-

広域集団接種の実施

- 7月末完了が困難な地域における県主催の集団接種の実施
- 県の集団接種
- A市
B町
C村
-

ワクチン接種研修の実施（事業主体：県）

- 県が公募等により確保した歯科医師、看護師に対し、実技を含めた研修を実施

相談体制整備〈予算額 136,273千円（※うち5月補正100,359千円）〉

- 副反応等コールセンターの24時間化等

<問合せ先>

健康増進課 感染症対策室 電話 0985-26-3141

県内事業者への緊急支援

県内事業者緊急支援事業 [補正予算(案) 約10億7000万円]

県独自の緊急事態宣言により、大きな影響を受けている県内全域の
中小企業・小規模事業者には、商工団体と連携し、**支援金10万円**を支給

○対象

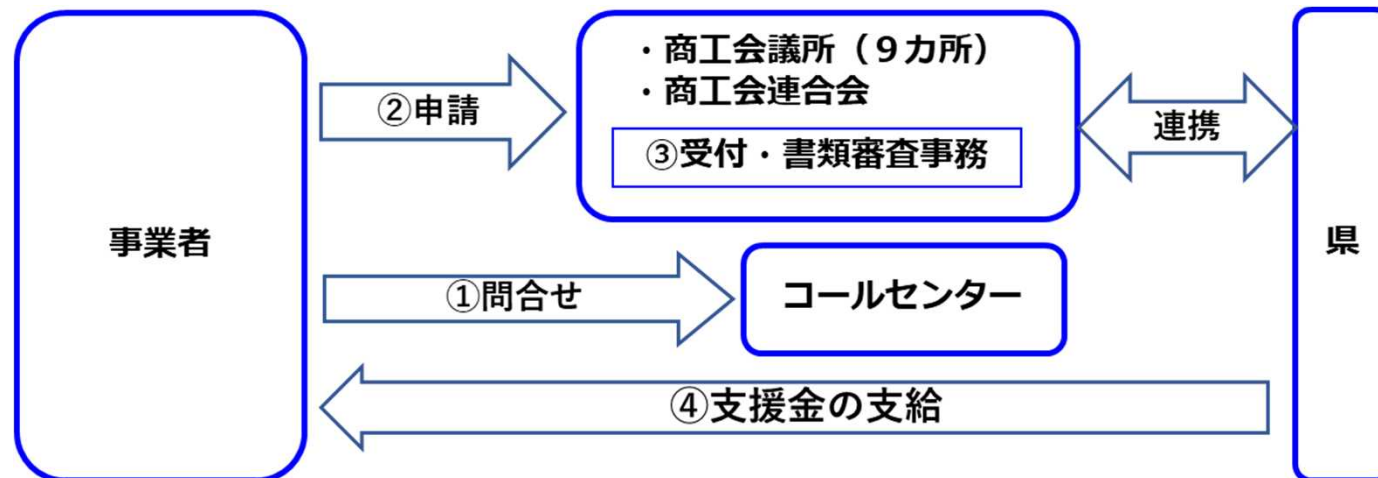
県内の中小企業・小規模事業者

※緊急事態宣言期間における時短要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く

○主な支給要件

県独自の緊急事態宣言中の月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較して
50%以上減少していること

支給の流れ



問合せ先：商工政策課 商工団体担当 電話 0985-44-2615

宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業

[補正予算(案) : 約14億3000万円]

県内の宿泊事業者に対し、国の地域観光事業支援（感染拡大防止策等支援）や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、**県内のホテル・旅館等における感染症対策に資する物品の購入や前向き投資に要する経費を補助**することにより、安全安心な受入体制整備を推進する。

事業概要

感染症対策や前向きな投資に取り組む県内宿泊事業者に対する補助

○対象経費： ①感染症対策に資する物品の購入等

- ・感染予防ガイドライン等に対応するために必要な設備、機器、必需品の導入等に要する経費
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

②前向き投資に要する経費

- ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応するための取組に要する経費
- ・M I C Eにおけるオンライン会議の開催環境整備費用 等

※令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用については、既に支払済みの費用についても補助対象

○補助率： 4分の3

- 補助上限額： 上限 7,500千円(客室定員数300人以上)
上限 6,000千円(客室定員数100～299人)
上限 4,500千円(客室定員数50～99人)
上限 3,000千円(客室定員数49人以下)

問合せ先：観光推進課 国内誘致担当 電話0985-26-7104

(補正予算全般に関すること)

問合せ先：財政課 財政企画担当 野村・泉
電話 0985-26-7015